第二次総合計画後期基本計画 策定方針

令和元年10月企 画 政 策 課

1.後期計画の趣旨

第二次総合計画前期基本計画の計画期間が令和2 (2020) 年度をもって終了することから、現在の状況を確認し、基本構想の実現に向けた各分野における目標等を改めて定めるため、後期基本計画を策定するものです。

前期基本計画では「人口減少問題対策」「地域資源の活用」「将来に向けたまちづくりの推進」を重点施策に位置付け、各分野各部署において取組を進めており、子育て支援の拡充や企業誘致等、個々の取組においては一定の成果を上げています。

しかしながら、第二次総合計画に先立ち策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体的に取り組んできた人口減少対策については、平成17 (2005) 年国勢調査で43,553人であった人口は、平成27 (2015) 年では37,352人にまで減少し、現在の状況では、令和7 (2025) 年での35,500人を維持することは厳しい状況です。特に生産年齢人口の減少は、地域の担い手の不足とともに税収の減少につながり、本市の運営を考えるうえで大きな課題であり、この地域の持続に向けて、より一層取組を強化する必要があります。

また、本市においては、平成16 (2004) 年10月の中越大震災をはじめ、大雨による浸水や土砂災害、豪雪など多くの災害の経験から、防災の重要性を十分に認識し、地域防災計画の策定や洪水ハザードマップの作成により災害への備えを行ってきました。しかし、局地的大雨による土砂災害や地震による被害は、全国各地で毎年のように発生し、尊い命が失われる事態も起きています。この地域で安心して暮らし続けるために、災害に負けない社会基盤の整備が必要とされています。

以上のことを踏まえ、後期基本計画の策定にあたっては、前期基本計画での成果の有無とその原因をしっかりと検証し、前期基本計画で解決できなかった課題並びに社会情勢の変化等によって新たに出現した課題にも対応できる計画とするため、事務事業の見直し及び改善と施策を再構築したうえで、基本構想の実現に向けた実効性のある計画とします。

2.計画の名称

第二次魚沼市総合計画 後期基本計画

3.計画の構成と期間

①基本構想

基本構想は、市のめざす姿を明らかにし、めざす姿を達成するための市の役割を示すものと位置付けています。

基本構想の計画期間は、平成28 (2016) 年度~令和7 (2025) 年度までの10年間です。

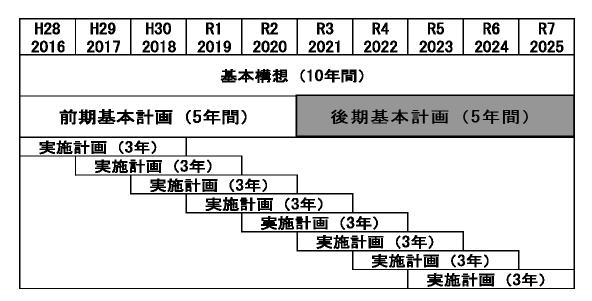
②基本計画 計画期間5年間

基本計画は、基本構想で示された市のめざす姿を、政策の方針や市民ニーズに基づき各分野においてどの程度達成するのかを「成果指標」により示し、限られた行政資源を戦略的、合理的に調整するものと位置付けています。

後期基本計画の計画期間は、令和3 (2021) 年度から令和7 (2025) 年度までの5年間です。

③実施計画 計画期間3年間(毎年度見直しを行います。)

実施計画は、基本計画に示す目標を達成するための行動計画として位置付けています。 実施計画の計画期間は3年間を基本とし、毎年度見直しを行います。



4.計画策定の基本的な考え方

第二次総合計画前期基本計画において、高齢化と人口の流出に伴う人口減少が進む中での将来に向けたまちづくりをすすめてきました。

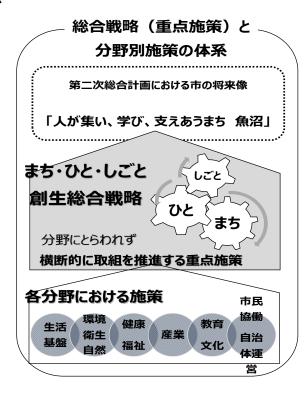
後期基本計画にあたっては、基本構想における主要指標の達成を目指すとともに、次に掲げる事項に留意し策定します。また、施策相互の関連性に留意するとともに、政策分野にとらわれない、組織を横断した連携の強化を図ります。

① 前期基本計画の検証と現状分析による課題の抽出

前期基本計画における取組状況と成果を十分に検証し分析を行います。また、意識調査等により市民ニーズを把握に努め、新たな課題へ対応できる実効性の高い計画を目指します。

② まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係

人口減少については、地域経済の 活性化による雇用の創出・就業の場 の確保・子育て環境の整備など、若 者の定着促進のための施策を「ま ち・ひと・しごと創生総合戦略」と一 体的に取り組んできたものの、推計 を上回るペースでの人口の減少が続 いています。こうした状況を踏まえ、 前期基本計画に引き続き、総合的・ 集中的に取組を推進するため、次期 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」 と計画期間とあわせ、後期基本計画 に「まち・ひと・しごと創生総合戦 略」の内容を包含した計画とし、取 組内容と関係施策を明確にすること で、組織を横断した取組の強化を図 ります。



③ 国土強靭化地域計画との関係

平成25 (2013) 年12月に制定された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法 (平成25年12月11日法律第95号)」において、地方公共団体の責務として「地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する」ことが規定されました。

本市においても、市民の命を守ること、災害時においても行政機能を維持すること並びに 経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりは重要な課題となっています。このため、 後期基本計画と同時期の策定を予定している「国土強靭化地域計画」との調和を図り、災害 に負けないまちづくりへの取組をすすめます。

④ 後期基本計画とSDGsとの関係

世界に目を向けると、平成27 (2015) 年9月の国連サミットで「持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための国際目標 (SDGs)」が採択され、国においても平成28 (2016) 年12月に「SDGs実施指針」を策定し取組を開始するとともに、地方自治体に対しても、その推進が求められています。本市においてもSDGsのゴールと市の目指すすがたの関係性と市における取組の重要度・優先度を確認したうえで、施策とSDGs17のゴールとの対応を示し、関連する施策が相互に意識し、連携しながら取組む体制づくりをすすめます。

5.個別計画との関係

政策分野別の個別計画については、その策定及び改訂にあたって、総合計画の内容との整合を図ります。

6.計画策定の体制

(1) 市民の参画、協働

ア 市民意識調査の実施

基礎資料とするため、市民1,000人を対象にしたアンケート調査を行います。(令和元年8月実施済)

イ パブリックコメントの実施

魚沼市パブリックコメント手続要綱 (平成17年告示第108号) に基づき、多様な意見を 考慮し、後期基本計画案に反映します。

ウ 市民対話の実施

分野別等で行う関係団体との懇談会において市民の意見を聴き、計画に反映します。

(2) 総合計画審議会

魚沼市総合計画審議会条例(平成17年条例第25号)に基づき、審議会に諮問します。審議会は、後期基本計画案について審議し、審議内容を計画に反映します。

(3) 庁内体制

- ア 策定会議: 庁議を策定会議と位置付け、後期基本計画の素案の検討を行います。
- イ 調整会議: 課長級で構成し、施策の検討を行い、後期基本計画の素案を作成します。
- ウ ワーキンググループ会議:係長及び主任級で構成し、具体的な施策の検討を行い後期 基本計画の原案を作成します。
- エ 事務局:総務政策部企画政策課が事務局となり、計画策定における調整を行います。

後期基本計画策定体制 庁内体制 市長 策定会議(庁議) 調整会議(課長級) 総合計画 意見反映 審議会 市民 ❶生活基盤 2環境衛生 € 健 市 康 育 協 自然 福 文 働 祉 意見聴取 自 治 体 議 会 報告 営 ____ ワーキンググループ(係長級) ※懇談会の相手団体、形式等 は担当部署と相談しながら検討 事務局(企画政策課)

4

7.計画策定のスケジュール

後期基本計画は、令和2年度中に策定するものとし、そのスケジュールは、次のとおりとします。

第二次魚沼市総合計画後期計画策定スケジュール

